

藤沢市立明治小学校「笑顔いっぱい明治の子」のための基本方針（改訂版）

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた児童の人権および教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

（いじめの禁止）

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

（学校及び職員の責務）

本校職員は、児童が笑顔で学校生活を送るために、いじめは許される行為ではないことを、徹底して指導します。また、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

（家庭との連携）

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導および支援と保護者への助言を継続的に行います。

（地域との連携）

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校は PTA や地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う言語活動能力やコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動に通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制作りに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の変化を見逃さず、見守っていくために、児童とかかわる時間を多くするようにします。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に次のような調査を実施します。
- ①児童対象学校生活アンケート調査（年間3回）
 - ②個人面談を通して、学級担任が保護者から児童の様子に関して聞き取ります。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう、次のとおり、相談体制の整備を行います。
- ①スクールカウンセラーとの相談（要予約）
 - ②学級担任やその他の職員との相談
- ・相談・通報のあった事案は、「児童支援部会」を通して情報共有に努めます。
 - ・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめをうけた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室において学習を行わせるなどの措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながらないよう生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。地域や学校など、様々な場面を通じて実践しているいのちを大切にする心を育む教育の取り組みを進めます。

(5) 情報モラル教育の推進

インターネットを通じて行われるいじめは、発信された情報が広範囲に急速に広がること、発信者の匿名性等の特性があります。その特性をふまえ、児童・保護者が対処できるような情報モラルの啓発を行います。

3 「いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置します。

(1) 「いじめ対策委員会」の構成

校長、教頭、児童支援部（児童支援担当教諭、学年担当、養護教諭）、スクールカウンセラー

* 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。

(2) 活動内容

- ・ いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の報告

(3) 会議の開催

月に1回開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

・ 校長、教頭、児童支援部（児童支援担当教諭、学年担当、養護教諭）、スクールカウンセラー、その他必要と認める者。

* 事案内容により構成員については教育委員会と検討します。

* 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

（２）活動内容

- ・発生した重大事案のいじめ事態に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

５ その他

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめに対する取り組みを学校評価に加えます。

〈改定：２０２５年４月〉